

《医療過誤疑い》

事例8 相談者：患者の家族

相談内容	<p>82歳の祖母はもともと心臓が悪く、ペースメーカーを埋め込んでいる。ペースメーカーはA病院で埋め込んでもらったが、その後は自宅の近くにあるB病院に診てもらい、最近は寝たきりなので往診してもらっていた。</p> <p>先日診察してもらったときに、何も処置をしなかった。しかし、その2日後に救急車でA病院に運ばれ亡くなった。死因は脱水による循環不全と言われた。2日前に何らかの処置をしていれば、死亡しなかったかもしれない。</p> <p>これは、診断のミスではないか。</p>
対応	<p>こちらの相談窓口では、診断ミスかどうか判断できないことを説明した。納得出来ないことがあれば、相談者の疑問点について、B病院の医師に説明を受けるようアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none">・患者が死亡した場合、医師として妥当な治療を行っていたとしても、家族は医療に不信感を抱いたり、納得できずにいる場合があります。説明を受けて、患者の状態と治療を十分理解することによって、家族は納得し患者の死を受け入れていくことに繋がっていく場合もあります。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none">・大切な家族を失った悲しみは計り知れないものだと思います。医療に対する不信感も膨らんでしまうでしょうが、疑問がある場合はまず医師に説明を求めてみましょう。納得出来ることで、患者の死を受け止め、前に進む助けとなるでしょう。

事例9 相談者：患者の家族

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談内容</p>	<p>A施設に母親が5年前から入所中であるが、昨年から褥創が出来、その後悪化した。褥創が原因で敗血症になったため、B病院の内科へ入院になった。入院後は敗血症も良くなり、現在は外科で褥創の治療をしている。</p> <p>A施設では、今回のことに関してきちんとした説明がなかったため、申し出たところ、謝罪の言葉がなかった。</p> <p>法に訴えてよいか。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対応</p>	<p>褥創においては今までと同じような対応をしても、本人の栄養状態なども関係してできやすい場合もあるので、担当医師から現在の病状や原因について聞いてみるようアドバイスした。</p> <p>その上で、やはり法に訴えると考えるのであれば、弁護士会の相談窓口へ相談すると良いが、まずは担当医師の話聞いてから、再度施設の職員と充分話し合うことを勧めた。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">より良い医療のための提案</p>	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明不足は、患者や家族の不信感を高めてしまいます。十分な説明を受けることで、患者側が納得し解決出来ることもあるので、インフォームド・コンセントに努めましょう。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療過誤についての判断をするのは裁判ですが、医療者と患者側とで良く話し合うことで納得出来、解決する場合があります。まず、担当医師やスタッフとよく話し合ってみましょう。

事例 10 相談者：患者の家族

相談内容	<p>85歳の母親が、3年前からA病院で人工透析をしている。先日の透析時、針をなかなか挿入できず、シャントに6回刺され、左腕から肩にかけて痺れと痙攣があった。その10日後発熱があり、B病院に入院した。母親も、シャントに針を刺したのが原因ではないかと思っているようだ。</p> <p>担当医師から母親に「カビのせいである」と説明があったが、詳しい説明はなかった。MRSAなどが原因の場合もあると聞いたが、どのようなものか。</p>
対応	<p>こちらの相談窓口では、何が原因しているか判断は出来ないと説明した。発熱の原因が、シャントからなのかそれ以外が原因なのかは、担当医師に詳しい説明を求めるようアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者が高齢の場合などは、説明時に家族も同席してもらうなどの協力を依頼しましょう。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状の原因について、様々なものが想像されてしまうかも知れませんが、検査結果等を把握しているのは医師です。まず医師に説明を求めてみましょう。 ・高齢者や、1人で説明を受けるのが不安な患者は、家族も同席するなどの協力をお願いします。

事例 1 1 相談者：患者の雇用者

相談内容	<p>A病院でソケイヘルニアの手術をし、五日後に退院した。担当医師から、軽労働であれば、可能であると言われたので、退院2日後から勤務した。その翌日から創部の異和感が出現し、受診したところ「血液の塊が残っているので再手術する必要があります。費用は病院で全て負担します。1週間ぐらいで退院できるでしょう。」と言われた。</p> <p>病院側で費用を持つということは、病院側に過失があったのであろうか。</p>
対応	<p>こちらの相談窓口では、過失かどうかは判断できないことを説明した。</p> <p>再手術にいたった原因を担当医師に確認し、疑問点等について詳しくきいてみるようアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者側は医療的な説明に対して理解が困難な場合もあり、不信感へと繋がっていく可能性もあります。病院側としては誠意のある対応をしているつもりでも、患者には理解出来ていないこともあるので、十分な説明をお願いします。 ・手術後の軽労働の内容については、患者が想像出来るように具体的な説明をお願いします。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為に関して疑問に思った点は、病院に相談してみましよう。理解出来ない点などをまとめ、メモを取るなどして複数で面会するとよいでしょう。

事例 1 2 相談者：患者の家族

相談内容	<p>母親が腎臓疾患と胆石のために、A病院で手術をした後、B病院へ転院した。痴呆もあり寝たきりの状態であったが、褥創防止のために医療者が身体の向きを変えようとしたところ、右手が身体の下になり骨折したと言われた。</p> <p>これは病院側の責任ではないか。今後の治療費のこともあるし、責任問題をはっきりしてほしい。</p>
対応	<p>病院の担当医師に骨折の原因がどうであったのか、今後の治療について相談してみることを勧めた。</p> <p>病院側の責任問題の有無に関しても病院側がどのように考え、対処していこうとしているのか納得できるまで聞いたほうがよいとアドバイスした。</p>
より良い医療のための提案	<p>【 医療機関に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none">・説明不足が患者側の不信感をつのらせてしまう場合があります。医療過誤が疑われる場合は、その状況や現在の疾患の状況、今後のことについて、具体的な説明をお願いします。 <p>【 県民・患者に向けて 】</p> <ul style="list-style-type: none">・医療過誤が疑われる場合は、まず病院にその時の状況や医療行為との因果関係等、具体的な説明を求めてみましょう。また、病院としての今後の意向についても確認してみましょう。

【基本的な対応】

- ・ 医療機関から説明を受けても納得しない場合や相談者の思い違いの場合もあるが、行政として医療過誤かどうかを判断する権限はなく、最終的な判断は裁判（訴訟・調停・仲裁など）しかないことを説明する。
- ・ 疑問、不満な点は、医師から説明を受けるように、その際は、尋ねたいことをメモしていき、信頼できる人と複数で説明を受ければよいとアドバイスする。
- ・ トラブルについては、診療契約上の問題として、当事者間で話し合うことが基本となる。

【根拠法令等】

医療法第1条の4第2項（医師等の責務）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受けるものの理解を得るように努めなければならない。

診療契約上の問題

- ・ 患者に対して医師あるいは医療機関が診療をし、これに対して患者が報酬の支払いをすることを診療契約といい、委任契約に準ずる契約（民法 656 条 準委任）であると言われている。
- ・ 診療契約は、医療機関と患者がお互いに権利を有し義務を負う、双務契約である。医師の義務は、患者のために最善の治療を行うこと、患者の義務は治療行為に対して医療費を支払うことである。
- ・ 診療契約の内容は、現代医学の水準から行って、通常の医師がとりうる最も適切と思われる診療を委託することをいう。（医療機関によって、水準が異なる。）
- ・ 治療すること自体が契約の目的であり、病気の治癒を契約の成果物としていない。